

## 流山市国民健康保険条例（平成3年流山市条例第6号）新旧対照表

| 改正後  | 改正前  |
|--|--|
| <p>（一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率）</p> <p>第16条の5 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</p> <p>（1） 所得割 <u>100分の2.2</u></p> <p>（2） 被保険者均等割 被保険者1人について<u>5,500円</u></p> <p>（介護納付金賦課額の保険料率）</p> | <p>（一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率）</p> <p>第16条の5 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</p> <p>（1） 所得割 <u>100分の1.8</u></p> <p>（2） 被保険者均等割 被保険者1人について<u>4,200円</u></p> <p>（介護納付金賦課額の保険料率）</p> |
| <p>第16条の13 介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</p> <p>（1） 所得割 <u>100分の1.6</u></p> <p>（2） 被保険者均等割 被保険者1人について<u>12,600円</u></p>   | <p>第16条の13 介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</p> <p>（1） 所得割 <u>100分の1.4</u></p> <p>（2） 被保険者均等割 被保険者1人について<u>12,600円</u></p>   |